

情報・システム研究機構長選考・監察会議規則

平成16年5月26日
制 定
最近改正 令和4年2月9日

(趣旨)

第1条 この規則は、情報・システム研究機構組織運営規則第7条第2項の規程に基づき、機構長選考・監察会議（以下「選考会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 選考会議は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- 一 機構長の選考に関する事
- 二 機構長の任期に関する事
- 三 機構長の解任に関する事
- 四 その他機構長の選考等に関し必要な事項

(組織)

第3条 選考会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 情報・システム研究機構経営協議会規則第2条第1項第4号に掲げる者の中から、経営協議会において選出された者 8人
- 二 情報・システム研究機構教育研究評議会規則第2条第2号から第5号に掲げる者の中から、教育研究評議会において選出された者 8人

(任期)

第4条 委員の任期は、それぞれ就任時における経営協議会委員、教育研究評議会委員の任期の末日とし、再任を妨げない。欠員が生じた場合は、速やかに補欠の委員を選任する。その任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第5条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 議長は、選考会議を招集し、これを主宰する。
- 3 議長に事故あるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 選考会議の議事は、別に定める場合を除き、出席した委員の3分の2以上をもって決する。

(選考基準等)

第7条 国立大学法人法等に定めのある機構長選考・監察会議が定める選考基準、任期、解任及び業務執行状況の確認については別に定める。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、選考会議の議事の手続その他必要な事項は、議長が選考会議に諮って別に定める。

附 則

この規則は、平成16年5月26日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年3月4日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。